

【別紙資料 03】

県営住宅安全なまちづくり設計方針

平成 17 年 4 月 1 日適用

県営住宅における開放型の片廊下式中高層共同住宅に適用する。
設計にあたっては、原則として本設計方針に基づき行うこと。なお、「愛知県安全なまちづくり条例に基づく防犯の指針」の改正や管轄市町の条例に整合しない項目がある場合は、この限りでない。

外構計画

○駐車場、児童遊園、緑地、等

- ・位置については、団地内通路や住宅又は道路から見通しの効く位置とすること。
- ・駐車場等を植栽で囲う場合には、見通しの効く樹木の配置にするなど視界の妨げにならないよう計画すること。また、周囲をフェンスで囲む場合は、メッシュフェンスなど見通しの効くものとする。

○自転車置場

- ・位置については、団地内通路や住宅又は道路から見通しの効く位置とすること。
- ・自転車置場は、見通しの効く開放性のある構造とすること。また、盗難防止用にチェーン用バーラックを設置すること。

○フェンス等

- ・フェンス等を設置する場合は、侵入の際の足掛かりにならないよう配慮する。また、透視性のあるフェンスを利用するなど可能な限り見通しを確保すること。

○バルコニー前の生垣

- ・バルコニー前にやむを得ず生垣などで目隠しする場合は、不審者が踏み入れた時に音がでるよう生垣とバルコニーの間のスペースに砂利を敷くなどして工夫すること。

住宅共用部分

○共用出入口

- ・通り抜けのできる通路やオープンスペースに面するなど視界の良好な位置に配置すること。
- ・出入口は開放された構造とすること。

○エレベーターホール

- ・1階については、エントランスホールから見通しの効く位置にあること。2階以上については、共用廊下からエレベーターが確認できること。

○共用廊下、共用階段

- ・共用廊下、共用階段は、道路や通路から見通しの効く位置にあること。
- ・共用廊下については、開放型の構造とし、手すり壁についても全てをコンクリート壁とせず、アルミ手すりと併用して人の動きが垣間見ることのできるよう工夫すること。
- ・共用階段は開放性のある屋外階段とすること。
- ・各住戸のバルコニーに近接する部分については、侵入防止用のアルミ格子等を設置すること。

○その他

- ・配管、雨どい、外壁等は、上階への足掛かりにならないように配慮すること。

住戸部分

○住戸の玄関

- ・玄関出入口（アルコープを含む。）が共用廊下等から見通しの効く計画とすること。
- ・玄関扉の錠は、破壊が困難で、かつピッキング等が困難な認定錠（耐ピッキング性能 5 分以上）を採用すること。
- ・片開き玄関扉の郵便受けは、サムターン廻しの防止に有効なよう内部に受け箱を取り付けビス等で固定すること。また、玄関扉が引き戸の場合は、原則として郵便受けを別に設け扉には設けないこと。

○インターホン

- ・通話機能等を有する住戸用自動火災報知設備にインターホン機能を備えた構造とすること。
（平成 18 年 6 月から条例により、5 階以下についても住戸用自火報設備の設置が義務づけられた。〔平成 17 年 6 月条例制定、平成 18 年 6 月 1 日適用〕

○非常用ブザー

- ・非常押釦により外部に警報できる非常用ブザー設備を設置すること。

○住戸の窓

- ・共用廊下に面する窓及び接地階にある窓（バルコニーに面する窓は除く。）は、面格子を設置すること。
- ・バルコニーに面する住戸の掃き出し窓は、1 箇所の窓につきクレセントを 2 つ設置すること。

○バルコニー

- ・侵入防止のため、堅樋はバルコニー内に設置すること。
- ・手すり壁は、支障のない範囲において、アルミ手すりを併用して人の動きが垣間見ることのできるよう工夫すること。

照明計画

○玄関出入口、エレベーターホール及び郵便受け周辺部

- ・これらの部分については、適当なエリアを定めその範囲については概ね 50 ルクス以上（床面とする。以下同じ）の照度を確保すること。その外のエリアについては、平均で概ね 20 ルクスの照度を確保すること。

○共用廊下

- ・平均で概ね 3 ルクス以上の照度を確保すること。実際の設計では、照明器具 FL20W を各住戸の玄関前に設置すること。

○屋外階段

- ・平均で概ね 20 ルクス以上の照度を確保すること。実際の設計では、各階の踊り場毎に照明器具 FL20W を設置すること。
- ・照明器具の位置については、階段の踏面部分の照度が確保されるよう配慮すること。

○駐車場

- ・平均で概ね 3 ルクス以上の照度を確保すること。設計にあたっては、公道にある既存外灯などを加味しながら外灯 HID100W を適切に配置すること。特に、自動車や人が通る出入口部分については、防犯上及び交通安全上の視点からある程度の照度を確保すること。

○児童遊園、広場、緑地

- ・人が集まる空地については、平均で概ね 3 ルクス以上の照度を確保すること。特に、出入口部分は、防犯上の視点からある程度の照度を確保すること。
- ・面積の大きい児童遊園については、平均で概ね 3 ルクス以上を目標に確保するよう努めること。

○団地内通路

- ・平均で概ね 3 ルクス以上の照度を確保すること。証明計画にあたっては、共用廊下、屋外階段等のほかの照明による照度を加味して計画すること。

○自転車置場

- ・平均で概ね 3 ルクス以上の照度を確保すること。実際の設計では、照明器具 FL20W を 2 スパン毎に設置すること。

○緑地帯その他部分

- ・暗闇が生じないよう最低限の照度は確保するよう計画すること。

この方針は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。